

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

その中で、9月中旬から11月上旬にかけて、2病院の職員の皆さんを対象とした説明会を開催し、計11回、約330名の皆さんにご参加いただきました。

今回は、説明会での質疑の概要などについてお知らせします。



Q. 他県では特定独法に移行しているところもありますが、なぜ山口県では一般独法を目指しているのですか？

A. 病院のような公営企業が地方独立行政法人に移行する場合は、一般地方独立行政法人（一般独法）が原則とされています。

特定地方独立行政法人（特定独法）に移行した団体では、精神科病院について医療観察法に基づく指定入院医療機関の指定を受けています。現在の法令では、特定独法の病院でなければ指定入院医療機関の指定を受けることができないとされていますが、今後、この条件が見直される方向にあります。

また、特定独法では、勤務条件や給与水準について公務員との均衡を考慮することが求められていますが、一般独法ではそのようなことがなく、法人独自の勤務時間制度や給与制度が導入できるため、医療人材の確保に向けた、より柔軟な対応ができるという利点があります。

このようなことを踏まえ、本県では一般独法を目指しています。

Q. 累積赤字がある中で法人に移行できるのですか？

A. 「累積赤字」とは、これまでの病院運営による収入と費用の差（赤字・黒字）の累計です。

病院の費用には、建物や医療機器の減価償却費など、現金支出のないものも計上しなければならないため、収支が赤字であっても、実際に赤字額に相当する資金が不足しているわけではありません。

「累積赤字額」についても、それに

相当する資金の不足が生じているわけではないので、現状では、法人化にあたって問題になることはないと考えています。

Q. 法人化後は、県からの「赤字補填」がなくなるではありませんか？

A. 現在、不採算医療の提供に必要な経費などについては、法の定めにより、県が負担しています。

この負担金は、病院の赤字を埋めるためのものではなく、不採算医療の提供について必要な経費などを個別に計算して病院に交付するものです。

地方独立行政法人においても、同じ仕組みが法律で定められていますので、考え方は変わりません。

Q. 独法化により人材確保が容易になるとしていますが、人材不足の中で、本当に必要な人員が集まるのですか？

A. 医療人材の確保は、本県の県立病院に限らず、多くの病院が抱える課題です。

現在の経営形態では、県の職員定数条例や地方公務員法などの適用を受けるため、採用する職員数や採用方法について、病院現場に合わせた柔軟な対応が困難です。

地方独立行政法人では、職員採用をはじめ、人事に関する権限が法人に移譲されるため、病院現場に合わせた制度を導入することも可能になり、限られた医療人材を、より確保しやすくなるものと考えています。



Q. 職員が増えると人件費も増加しますが、人件費はどのように捻出するのですか？

A. 病院では、医師や看護師などの配置数に応じて、病院の収入となる診療報酬が増減する仕組みになっています。

質の高い医療を提供するために職員を手厚く配置すれば、より高い診療報酬が得られますから、そこで得られた収入から、増員のために新たに雇用する職員の賃金を支払うこととなります。

Q. 法人移行日の給与については県職員であった場合と同じとしていますが、将来的にも県職員と同じ水準が確保されるのですか？

A. 法人化後の労働条件については、法人と労働組合の間の労使交渉に基づき決定し、労働基準監督署に届け出ることになります。

使用者側が労働条件を一方向的に切り下げることが法律上も許されませんし、現在のように医療人材の確保が困難な中で、給与水準を切り下げることが人材流出に繋がりがねないため、慎重にならざるを得ないと考えています。先行して独法化した団体を見ても、労使交渉を踏まえた上で、概ね県準拠で推移しています。

Q. 法人化後は厚生年金の適用となるのですか？

A. 法人職員は引き続き地方公務員等共済組合（地共済）に加入しますので、病気や負傷に対する給付や退職共済年金などは地共済から給付されます。法人化後に新たに採用される職員も同じです。

Q. 法人化に伴い共済貸付金の一括償還や借換が必要になることはありませんか？

A. 法人の職員は、引き続き共済組合に加入しますので、貸付の限度額や利率、償還方法などのいずれについても、県職員と同じ条件で貸付を受けることが可能です。現在、貸付を受けている方についても、独法に移行することを理由に、一括償還や借換えを求められることはありません。

Q. 管財課所管の公舎に入居していますが、法人化後は退去しなければならないのですか？

A. 共済・互助会以外の福利厚生については、現在検討しているところです。本県における独法化の先行事例では、法人化後も引き続き入居が認められていますので、同様の取扱いとなるよう、今後、管財課と協議を進めることとしています。

Q. 法人化後は兼業が可能になるのですか？

A. 病院職員は、現在、地方公務員法の適用を受けますので、原則として兼業はできません。

法人職員の兼業については、今後、就業規則に定めることとなりますが、病院職員のスキルを必要とする地域の医療機関への貢献のあり方や、先行団体の状況を踏まえながら、検討を進めることとしています。

Q. 法人化後、病院、看護学校との人事交流はどのようなのですか？

A. 病院相互、病院と看護学校との間の人事交流は、法人化後も継続します。



News Letter

～山口県立病院の独法化について～第2号
発行：健康福祉部医務保険課県立病院班
TEL：083-933-2910
FAX：083-933-2939
E-mail：a15100@pref.yamaguchi.lg.jp